

## 県職員の給与等の報告及び勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(令和3年10月6日)

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行い、併せてその改定について勧告しました。

本年は、県職員の月例給が民間従業員の月例給を僅かに下回っているものの、その較差は極めて小さなものであるため、基本給の改定を見送ることとしました。また、特別給（ボーナス）については、昨年に引き続き、県職員が民間を上回っていることが判明したため、その取扱いについて慎重に検討を行った結果、民間の水準と均衡させるため、特別給を年間4.30月分に引き下げることとしました。

人事委員会勧告制度は、労働基本権を制約されている県職員の適正な処遇を確保するためのものであり、県職員の給与を人事委員会勧告に基づいて適切に決定することは、県民から支持され得る納得性のある給与水準を確保するものとして定着しており、県職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと確信しています。

県職員の皆さんにおかれては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、県民の安全・安心を最優先に、厳しい環境下で日々全力で職務にまい進されており、深く敬意を表します。

引き続き、全体の奉仕者としての責務を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、県職員としての誇りと使命感を持って一層職務に精励されることを望みます。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が様々な分野で県民福祉の向上に努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。